

も、もろこしの召公の跡を追うて、人をはぐくみものを憐むあまり、道のほとりの往還の蔭までもおもひよりて植置かれたる柳なれば、これを見ん輩皆かの召公を忍びけん。國の民のごとくにしみそだて、行末のかけとたのまんこと、その本意はさだめてたがはじとこそおぼゆれ。

植置きしぬしなき跡の柳原

猶その蔭を人やたのまん

右等の古事に據つて、考ふるに、上代柳樹を堤の内外に植置きて、堤防の用に當てしめられたりと、古例に載せられしに據れば、此の千日町の往來脇にいにしへ柳木を多く植置きたるも、犀川の堤防の爲めなるべし。此の地邊は川除と呼びて、犀川の堤防なり。今はその柳樹は悉く絶えて、柳原の名のみ残れるも、そのかみのかたみといふべし。

○柳原乞兒來歴

乞兒は、和名抄に、列子云。齊有貧者。常乞於城市。乞兒曰。天下之辱。莫過於是。楊氏漢語鈔云。乞索兒。保加叱々止。今按乞索兒即乞兒是也。和名加多井。とありて、今いふ乞食なり。かたるの名は、道路のかたはらなどに居て、物

を乞へば傍居といふにや。今俗に癩人をかく呼べりと、和訓乘にいへり。當國柳原なる乞兒は、柳原の地に各家屋を建て、妻子を持ち居住す。之を柳原乞食とも或は河原乞食とも呼べり。平常居宅に居て、ぬいご(みご)箒或はぬいご草履を造り、市中へ商ひ、乞食に出る時は、男女共に蓑蔭かますを背負ひ出づるを、舊藩中の規定のやうになし、男女子供までも乞食札を渡し置きける故に、札持乞食といへり。元祿六年五月參議綱紀卿御尋ねに付、金澤町奉行和田小右衛門、藤内頭・穢多頭へ相尋ね、異種徒之者共取調言上書に、乞食之儀は、藤内・穢多之筋に而は無御座。然共藤内頭仁藏、三右衛門支配仕、札を相渡し爲致乞食申に付、小頭を抱置爲致裁許申候。とあり。又十二冊定書に載せたる享保九年閏四月の取調書には左の如くあり。

覺

御郡御奉行支配組押野村安兵衛裁許

藤内頭

仁藏

藤内頭

三右衛門
非人頭
八助

淺野川中嶋領に居申候。

甚兵衛
市兵衛
間兵衛

同斷

左兵衛
三郎右衛門
次郎兵衛

右兩人下

十兵衛
理兵衛
萬兵衛
惣助

右四人かなわ切あやつり、福の神・節季候等仕者共に御座候。他國より參り藝仕通り申者は、右之者共より相とがめ、則召捕、仁藏三右衛門方に召連參申候。

一、定非人札持、辰四月晦日改高、男女四百三拾五人。但毎月増減御座候。五・六年以前には六百五拾人餘も御座候。唯今は毎年減申方に御座候。

一、拾七・八年以前當御場に而被仰渡候は、頃日非人共町方に而奢申者共有之候。跡々より被仰渡候所に、沙汰之限に候。切々非人頭共相廻し、おこらせ申間敷旨被仰渡候。向後は町中非人頭共相廻り申旨、毎日當御場まで可申上旨被仰渡候。其節之御奉行様は、前田兵右衛門様・小塚八右衛門様・今村次郎左衛門様・長井源兵衛様・松宮吉承様・渡邊甚左衛門様之由申候。

一、定非人共に札相渡申儀は、元祿三年大火事之翌年より札相渡申候。札之仕様、御公事場の御親申上、相渡申候。一、他國者によらず、異形成弊之者、町方に而勸進仕ものは、早速捕召連罷越可申旨、栗田源兵衛様より被仰渡候。此儀加藤十左衛門様より初り申候。夫前は御公事場の召連罷出申候由申候。

一、町方に而異形成弊之者捕申候而茂、町御奉行様には御案内不申上候。尤御斷可申上旨被仰渡茂無御座候由申